

平成30年度 秋～冬学期 期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	行政法基礎	教員名（署名）	長谷川 佳彦
-------	-------	---------	--------

問1 次の①から③の場合、A、B、C はそれぞれ、行政事件訴訟法に定められた訴訟のうち、どの訴訟を提起すべきか。また、仮の救済を求める場合には、行政事件訴訟法が定める仮の救済の手段のいずれによるべきか。それぞれ答えなさい。なお、理由は書かなくてよい。

① A は質屋の営業を行うために、和歌山県公安委員会に質屋営業法 2 条 1 項の許可を申請したが、5 か月が経過しても全く応答がない。A としては、質屋の営業を開始するため、できるだけ早く質屋営業の許可を受けたいと考えている場合

② 大津公共職業安定所長は、B の一週間の労働時間が 20 時間未満になったとして、雇用保険法 9 条に基づき、雇用保険の被保険者でなくなったことの確認処分を行い、2018 年 9 月 10 日に B に通知した。その後、2019 年 1 月 29 日の時点で、B が当該確認処分を争いたいと考えた場合

③ 兵庫県在住の C は、近隣の工場において排水基準に適合しない排水が排出されるおそれがあるとして、その工場主 D に対して、水質汚濁防止法 13 条 1 項の施設改善命令を下してもらいたいと思っている。だが、その権限を有する兵庫県知事が、C の申し入れにもかかわらず、施設改善命令を下すことを拒否した場合

問2 E はパチンコ店の営業を行うために、滋賀県公安委員会に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」3 条 1 項の風俗営業の許可を申請した。E の申請は風営法が定める許可の要件を満たすものであったが、申請を受けた滋賀県公安委員会は、パチンコ店の予定地の周辺住民が営業に反対しているとして、周辺住民のために説明会を開催するよう E に要請した。しかし、E は要請に従わず説明会を行わなかった。そのことを理由に滋賀県公安委員会が次の㊷・㊸の措置を取った場合、それらの措置がどのような根拠から違法になるかについて、それぞれ説明しなさい。

㊷ E の申請に対して決定を行うことなく、提出された申請書を返戻した場合

㊸ E の申請に対して不許可処分を下した場合

問 3 F は、大阪市内の大蔵省告示第 74 号（以下「告示」という。）にいう「市街地」で製造たばこの小売販売業を営むため、たばこ事業法（以下「法」という。）22 条に従って許可の申請を行った。この申請に対して、法 44 条に基づいて財務大臣から権限を委任された近畿財務局長は、2018 年 6 月 1 日に、F に製造たばこの小売販売業の許可（以下では「本件許可」という。）を与えた。他方で、X は以前から法 22 条の許可を受けて、F の予定営業所から道路に沿って 80m 離れたところで製造たばこの小売販売業を営んでいた。X は、F に本件許可が与えられたことを同年 6 月 15 日に知ったが、その時点では特に問題があるとは考えていなかった。

だが、本件許可を受けて F が営業を開始して以降、X の売上高が前年同月と比較して 70%前後に止まるという月が続いた。そこで、X は 2019 年 1 月 31 日に、国を被告として本件許可の無効確認訴訟を適法に提起した。

この無効確認訴訟において、X の請求が認められるために、どのような主張をするべきかについて論じなさい。なお、本問では告示は法規範の性質を有するものと考えてよい。

別紙に、雇用保険法、「労働保険審査官及び労働保険審査会法」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」、水質汚濁防止法、たばこ事業法、たばこ事業法施行規則、大蔵省告示第 74 号の抜粋を【資料】として掲げるので、適宜参照しなさい。

【資料】

雇用保険法 （抜粋）

（不服申立て）

第 69 条 第 9 条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は第 10 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定による処分に不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2～4 （略）

（審査請求と訴訟との関係）

第 71 条 第 69 条第 1 項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する雇用保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

労働保険審査官及び労働保険審査会法 （抜粋）

（労働保険審査官）

第 1 条 労働保険審査官（以下「審査官」という。）は、労働者災害補償保険審査官及び雇用保険審査官とする。

（管轄審査官）

第 7 条 労働者災害補償保険法第 38 条第 1 項の規定による審査請求及び雇用保険法第 69 条第 1 項の規定による審査請求は、原処分をした行政庁の所在地を管轄する都道府県労働局に置かれた審査官に対してするものとする。

2 （略）

（審査請求期間）

第 8 条 審査請求は、審査請求人が原処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して 3 月を経過したときは、することができない。（以下略）

2 （略）

水質汚濁防止法 （抜粋）

第 13 条 都道府県知事は、排水水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水水の排出の一時停止を命ずることができる。

2～4 （略）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 （抜粋）

（用語の意義）

第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

2～13 （略）

（営業の許可）

第3条 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（前条第一項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 （略）

（許可の基準）

第4条 公安委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一～九 （略）

2 公安委員会は、前条第1項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

一～三 （略）

3 （略）

4 第2条第1項第4号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

たばこ事業法 （抜粋）

（製造たばこの小売販売業の許可）

第22条 製造たばこの小売販売（消費者に対する販売をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所（……）ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。（以下略）

2・3 （略）

（許可の基準）

第23条 財務大臣は、前条第1項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

一・二 （略）

三 営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不適當である場合として財務省令で定める場合であるとき。

四～七 （略）

たばこ事業法施行規則（抜粋）

（営業所の位置が不適当な場合）

第 20 条 法第 23 条第 3 号に規定する営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不適当である場合として財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 （略）
- 二 予定営業所と最寄りの小売販売業者の営業所との距離が、……予定営業所の所在地の区分ごとに、
25 メートルから 300 メートルまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合
- 三 （略）

大蔵省告示第 74 号（抜粋）

- 1 たばこ事業法施行規則第 20 条第 2 号に規定する財務大臣の定める距離は、以下の距離とする。
- 予定営業所と既設営業所との通常人車の往来する道路に沿って測定し、別表一に規定する地域の区分に応じ、……次の表に掲げる距離

環境区分 地域区分	繁華街 (A)	繁華街 (B)	市街地	住宅地 (A)	住宅地 (B)
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

別表一

地域の区分	区分の定義
指定都市	人口 50 万人以上の市制施行地、東京都の特別区及びその他別に定める市制施行地
市制施行地	上欄に規定する指定都市以外の市制施行地
町村制施行地	町村制施行地

（注）「市制施行地」及び「町村制施行地」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 8 条に規定する市及び町村をいう。